

処 分 基 準

基準の名称	徳島県立あすたむらんの設置及び管理に関する条例	
法 令 等 名	根 拠 条 項	許 認 可 等 ・ 処 分 の 概 要
徳島県立あすたむらんの設置及び管理に関する条例	9	利用の許可の取消し等
基 準 の 内 容		
<ol style="list-style-type: none">1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。2 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。3 その他あすたむらんの管理上支障があると認められるとき。4 その利用の許可を受けた者が利用の許可に付した条件に違反したとき。5 利用の許可を受けた者が偽りその他不正な手段により利用の許可を受けた事実が明らかになったとき。6 利用の許可を受けた者その他あすたむらんどを利用する者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。		